

# 石川県公報

平成 25 年 12 月 16 日 (月曜日)

号 外

(第 83 号)

## 目 次

規 則	訓 令
○石川県税条例施行規則及び石川県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 1	○石川県税事務取扱規程の一部改正 (税 務 課) 6

## 規 則

石川県税条例施行規則及び石川県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十五号

石川県税条例施行規則及び石川県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

(石川県税条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県税条例施行規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第二項ただし書中「租税特別措置法」の下に「(昭和二十一年法律第二十六号)」を加える。

第五十五条第一号中「又は別表第四」を削り、同条第二号中「別表第五又は別表第六」を「別表第四」に改める。

別表第三中「本人運転の場合の」を削り、同表中備考1を削り、備考2を備考とする。

別表第四を削る。

別表第五中「本人運転の場合の」を削り、同表中備考1を削り、備考2を備考とし、同表を別表第四とする。

別表第六を削る。

第五号様式(その1)(基)中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」や「)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)」を削る。

第五号様式(その2)(基)中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」や「)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)」を削る。

繰上り繰上 (のり上) 母

更 正 後	土 地				円	円
	家 屋					
	税 額					

を

更 正 前	土 地				
	家 屋				
	税 額				

を 「(当該期間の属する各年

の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)」を

繰上り繰上 (のり上) 母

「4 この通知書により納付すべき税額に、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間(延滞金の控除期間がある場合には、その期間を除く。)の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。この場合において、延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金の額を計算し、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。」

「4 この通知書により納付すべき税額に、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間(延滞金の控除期間がある場合には、その期間を除く。)の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。ただし、延滞金の割合については、次のとおりとします。

- ① 平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。
- ② 平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割

合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

この場合において、延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金の額を計算し、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

第七号様式（水11） 課税のやぶらぎへしほる。

3 この通知書により納入（納付）すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。ただし、延滞金の割合については、次のとおりとします。

- ① 平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。
- ② 平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

第七号様式（水11） 課税のやぶらぎへしほる。

3 この通知書により納付すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。ただし、延滞金の割合については、次のとおりとします。

- ① 平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。
- ② 平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

第七号様式（水11） 課税のやぶらぎへしほる。

3 この通知書により納入（納付）すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。ただし、延滞金の割合については、次のとおりとします。

- ① 平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。

② 平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

第六号様式（のり） 中

「4 この通知書により納付（納入）すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。」

「4 この通知書により納付（納入）すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。ただし、延滞金の割合については、次のとおりとします。

① 平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。

② 平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」

第十一号様式（のり）（表） 中 「年14.6%の」を削る。

第六十八号の三様式（のり） 中

本6-4	本6-5	本6-6
	本7-5	
本9-4	本9-5	本9-6

を

6-4	6-5	6-6
	7-5	
9-4	9-5	9-6

に改める 「※ コードに

「本」がついている等級は「本人運転（本人所有）」のみ減免適用となる等級です。」を削る。

（石川県核燃料税条例施行規則の1部改正）

第二条 石川県核燃料税条例施行規則（平成十四年石川県規則第三十九号）の1部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第四号中「定期検査終了日」を「施設定期検査終了日」に改める。

別記様式第五号備考3を次のように改める。

3 この通知書により納付すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間につい

ては、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。ただし、延滞金の割合については、次のとおりとします。

- ① 平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。
- ② 平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

別記様式第六号欄考3を次のように改める。

- 3 この通知書により納付すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。ただし、延滞金の割合については、次のとおりとします。

- ① 平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。
- ② 平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第一条中第三十六条の二第一項ただし書、第五十五条第一号及び第二号並びに別表第三の改正規定、別表第四を削る改正規定、別表第五の改正規定、同表を別表第四とする改正規定、別表第六を削る改正規定並びに第六十八号の三様式（その一）の改正規定、第二条中別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第四号の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

##### （石川県税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の石川県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第五十五条第一号及び第二号の規定は、平成二十五年四月一日以後の自動車の取得に対して課した、又は課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 3 新規則第五十五条第一号及び第二号の規定は、平成二十五年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十四年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

##### （石川県税条例施行規則及び石川県核燃料税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第一条の規定による改正前の石川県税条例施行規則及び第一条の規定による改正前の石川県核燃料税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

---

**訓 令**

---

**石川県訓令第13号**

総 務 部 税 務 課  
県 総 合 事 務 所  
県 税 事 務 所

石川県税事務取扱規程(昭和32年石川県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

平成25年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

第53号様式及び第54号様式(一)中「年14.6%の」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の第53号様式及び第54号様式(一)の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。